

改 正 案	現 行
<p>（環境対策課の所掌事務）</p> <p>第五条 環境対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第三号）第二十五条第一項に規定する申請等の経由に係る事務に関する事。</p> <p>五～一五 （略）</p> <p>十六 第七号から前号までに掲げるもののほか、公害の防止に関する事務及び事業に関する事。</p> <p>十七～二十 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（環境対策課の所掌事務）</p> <p>第五条 環境対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四～十四 （略）</p> <p>十五 第六号から前号までに掲げるもののほか、公害の防止に関する事務及び事業に関する事。</p> <p>十六～十九 （略）</p> <p>2 （略）</p>